

平成31年労第57号、同年労第58号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月19日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分及び同月27日付けで請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成26年1月1日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cにおいて、システムエンジニアとして業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年1月10日の健康診断で「閉塞性換気障害」と所見され、同年2月8日、D医療機関の受診を経て、同年3月10日、E医療機関を受診したところ、「気管支喘息」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして平成29年3月15日から同4月15日まで間の休業補償給付及び療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、平成30年12月14日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求（平成31年労第57号、同年労第58号）をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張

請求人は、①リモート室に勤務する請求人以外の従業員も喘息発作を起こしている事実があること、②リモート室に化学物質の汚染があることが推認されること及び③リモート室の自然物質による汚染が甚だしいと考えられることから、請求人の労働環境と本件疾病との間に因果関係があると主張するので、以下検討する。

(2) 上記(1)①について

請求人は、公開審理において、要旨、「リモート室に勤務した喘息の同僚あるいは喘息を疑われた同僚は、FとGである。」と陳述している。

まず、Fは、平成28年4月1日にリモート室に配属となり、咳が持続することと、平成29年5月26日にH医療機関を受診し、咳喘息と感冒の疑いと診断され、気管支喘息薬等の処方を受け、同年6月13日に再診し、乾性咳が持続し、発熱があることから気管支炎を併発していると診断され、抗生物質の追加処方を受けていると認められる。

請求人は、Fが請求人と同様の喘息の治療薬を処方されたことをもって、Fが喘息にり患したと主張するが、H医療機関での咳喘息に関する診断は疑いとどまること、喘息治療薬について、平成29年6月13日に14日分が処方された以降は処方が確認できないこと、請求人がFに確認したところ、同年10月11日現在、完治し、風邪が長引いていたとのことから、本件喘息治療薬の処方、感冒ないしは気管支炎に伴う喘息様の咳嗽について症状を緩和するために処方されたものと認められ、喘息の確定診断に至ってはいないことから、喘息を発症していたとは認められない。

次に、Gは、平成28年5月にリモート室に配属されているが、配属前から咳

喘息の持病があるとされており、リモート室での勤務がGの喘息発症もしくは増悪に関与したとする客観的根拠は認められない。

したがって、リモート室での勤務を原因として、喘息を発症ないし増悪させた同僚がいた事実は認められない。

(3) 上記(1)②について

請求人の主張の根拠は、リモート室が、平成24年夏から平成29年冬までの間、数回にわたる拡張工事を繰り返していることから、請求人が、平成30年5月19日、同年6月17日及び同年11月3日に、リモート室、執務エリア等の空気中の化学物質の濃度等を測定したところ、事務所衛生基準規則第5条第1項第3号に規定するホルムアルデヒドの基準量である 1 m^3 当たり 0.1 mg を超えていること、E医療機関I医師が、平成31年1月18日付け診断書において、要旨、「リモート室内のホルムアルデヒド及びトルエンの濃度は、室外で測定した濃度と比べても高く、喘息発症に室内環境が関与した可能性が高い。」と述べていることによるものと認められる。

しかしながら、医学的には、上記測定値($0.1\text{ mg}/1\text{ m}^3$ を超える)のホルムアルデヒドにばく露されたのであれば、目や鼻の刺激症状や特有の異臭を自覚するとされているが、請求人は、当日は偶然ホルムアルデヒドの濃度が高いことが分かったと述べ、仕事では目の刺激もなかったと述べており(公開審理における請求人の陳述)、リモート室内のホルムアルデヒドの濃度が業務中に高かったとは考え難い。また、請求人が上記測定に用いた、Dienmern空気質測定器は、ホルムアルデヒドなどの気体及び $\text{PM}_{2.5}$ などの微粒子を同時に測定するものであり、同規則第8条の表に規定する測定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器に該当するか不明であり、測定値の信頼性に疑問がある。さらに、同表の備考二に「ホルムアルデヒドの量の測定は、室の通常の使用時間中に、行うものとする。」と規定されているところ、請求人が測定を行った上記の各日は会社の休業日と認められ、室の通常の使用時間中の測定とはいえ、空気調和設備も稼働していない状況下での測定であったことから、測定条件が適正であったかについても疑問がある。加えて、仮に、本件疾病発症当時、リモート室にホルムアルデヒドが存在したとしても、請求人は喘息を発病する程度に高濃度のホルムアルデヒドに慢性的にばく露したとは考えられず、上記(2)のとおり、リモート室に勤務したことにより喘息を発症した同僚がいた事実は認

められないこと、本件一件記録によっても、測定のためリモート室に入室した請求人に喘息の症状が出現したとの事実は認められない。

以上のことから、リモート室に化学物質が存在していたとしても本件疾病との間に相当因果関係はないと判断する。

なお、I 医師の前記診断書における見解は、その記載から平成30年11月3日の測定結果によるものと認められ、本件疾病発症時の請求人の労働環境及び同僚の発症状況を前提としたものとはいえず、採用することはできない。

(4) 上記(1)③について

決定書理由に説示するとおり、請求人はアトピーの既往があり、平成29年2月15日及び同年3月31日のアレルギー検査において、非特異的IgEは577IU/mL及び607IU/mLといずれも上限値を超え、ヤケヒョウダニ、コナヒョウダニ、ハウスダスト及びカモガヤ等についてアレルギー反応が陽性であることが認められる。

また、労働局地方労災医員J医師は、平成30年2月24日付け意見書において、要旨、「ヤケヒョウダニ、ハウスダスト及びカモガヤ等は自然界で普遍的に存在する抗原であり、請求人が職場以外の環境で抗原ばく露を受けた可能性を排除できない。」と述べている。決定書理由に説示するとおり、請求人は、要旨、「同居している家族から、寝ているときに咳をしていたといわれ、リモート室外の執務エリアでも発作が出たことがあり、職場以外でも服屋のような綿埃が多そうな場所に行けない。」と述べ、平成29年3月15日から同年6月4日までの間、会社を休業していたところ、E医療機関の患者診療記録を見ると同年5月26日の医師記録に「5月の2週間目に発作が1週間で3回あった。発作が起きるところ：スーパーの食品売り場、デッサンの教室、衣料品を取り扱っているところ。」との記載があるほか、喘息の症状で夜中やいつもより朝早く目が覚めてしまったことがある旨の記載もあり、請求人の喘息の症状を出現させる抗原は、リモート室以外の環境にも存在するものと認められる。

(5)したがって、本件疾病は、ダニ、ハウスダスト等の抗原によって症状が出現し、当該抗原はリモート室以外の環境にも広く存在し、請求人の症状はリモート室以外の環境でも出現しており、また、上記(2)に説示するとおり、リモート室での勤務を原因として、喘息を発症ないし増悪させた同僚がいた事実は認められず、上記(3)に説示のとおり、慢性的にばく露したことは考えられないこと

から、リモート室の環境と本件疾病の間に明らかな相当因果関係があるということとはできない。

なお、I 医師は、平成 29 年 9 月 22 日付け意見書において、本件疾病発症原因について、「特定環境下における、吸入抗原へのばく露」と見解を述べている。ここでいう特定環境とはリモート室内の環境と考えられるところ、上記のとおり、当該抗原はリモート室以外の環境にも存在することから、当該見解は妥当とはいえず、採用することができない。

(6) 以上のとおりであるから、本件疾病は業務に起因するものと認めることはできず、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和 2 年 1 月 29 日